徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 坂本藤介
編集者 河村積
印刷所 今澄印刷所

議長に藤岡島一氏

第3回臨時町議会

第3回臨時町議会は五月七日午前九時より出張公民館において全議員出席、町よりは町長はじめ両助役、総務課長など出席のうえ開かれた。

当日の中心議案は前正副議長の辞職に伴う正副議長の選出、町議会常任委員会（総務、経済、施設、文教厚生）の編成替などであつたが、第二代町議会議長に藤岡島一氏（島地）同副議長に藤井信一氏（島地）の両氏が選出せられた。常任委員会の組織編成は別項のように協議決定せられ、ここに後半二年の町議会運営の新布石を完了して午后七時三十分閉会した。

当日の提出議案は次の通り。

一、徳地町議会議長辞職につき議会の承認を求めることについて。

二、徳地町議会議長の選挙について。

三、徳地町議会副議長の選挙について。

四、徳地町監査委員（議会選出）の選任について議会の同意を求めることについて。

五、徳地町議会常任委員会員の選任を求めることについて。

六、町道改修工事施行について。

大字串字谷地区の延長一〇四M及び大字藤木牛ケ畑地内の延長一二〇Mの改修工事である。

七、橋梁修繕工事施工について。

うるし尾ノ藤木線（大字伊賀地）の神の原橋九、四〇Mの修繕工事である。

八、徳地町国民健康保険運営協議会委員選任につき議決を求めることについて。

九、土地購入について。

◎は委員長 ○は副委員長

徳地町議会常任委員会の構成

総務委員会

◎大判実一〇平川雅雄、粟屋且己

斉藤時一、宮田晃友、中村寿人

藤井信一

経済委員会

◎岡崎光雄○河村小一、久楽利数

大字串字谷地区の延長一〇四M及び大字藤木牛ケ畑地内の延長一二〇Mの改修工事である。

七、橋梁修繕工事施工について。

うるし尾ノ藤木線（大字伊賀地）の神の原橋九、四〇Mの修繕工事である。

八、徳地町国民健康保険運営協議会委員選任につき議決を求める事である。

◎藤村一○山根幸雄、山田正元

有吉利一、井上清子

伊藤浚久、田中保、村田三郎

斉藤為義、中谷吾作

施設委員会

◎片山正八○篠原誉、山本陵祐

重田建治、坪山実、吉賀孝一

宮正末吉、田中勇

文教厚生委員会

町建設一年を顧みて

═══ 諸施設に三千萬円を投入 ═══

昭和三十一年度の当初予算は一億三千三百余万円、追加更正の最終予算で一億五千百余万円となり、大徳地町のお台所のいつさいがまかなわれたのであるが、その約二〇%三千余万円のほとんどが、新町建設とくにいろいろの施設に重点的に投入されたのである。もろろんこれは既に、学校建築等で国、県よりの補助金額はふくまれていないのである。以下昭和三十一年度実施事業の主要なものを中心として、大徳地町建設の一年を顧みてそのあらましを紹介することにしよう。

新しい町つくりはまづ人つくりからといわれて、教育施設の整備充実は、町百年の建設の礎として、苦しい財源の中においても、町政のあり方を反映して、極力実施に移されている。

中でも堀小学校、八坂小学校の改築をはじめ大小九件の施工がなされている。

災害復旧も当町の特殊事情として、町建設の一部をになう重要なもので、大字伊賀の高源橋、堀の柳橋などいずれも数百万円が投入されており、二年以来の災害もほぼ完了に域に達する成果をあげている。

その他、農道、水路、土地改良事業にも相当の経費が投入されその整備充実がはかられている。

産業経済面においては、町の有課題で、大字伊賀の高源橋、堀の柳橋などいずれも数百万円が投入され、二十六年災害以来の災害もほぼ完了に域に達する成果をあげている。

その他、農道、水路、土地改良事業にも相当の経費が投入されその整備充実がはかられている。

産業経済面においては、町の有

この充実と強化は町の農業振興に直接的な役割を果すことであろう。

この外、佐波地区農業改良普及事務所と密接な連携いのもとに、補植かけたり等にいたるまで、二十六年災害以来の災害もほぼ完了に域に達する成果をあげている。

その他、農道、水路、土地改良事業にも相当の経費が投入されその整備充実がはかられている。

産業経済面においては、町の有

課題で、大字伊賀の高源橋、堀の柳橋などいずれも数百万円が投入され、二年以来の災害もほぼ完了に域に達する成果をあげている。

その他、農道、水路、土地改良事業にも相当の経費が投入されその整備充実がはかられている。

産業経済面においては、町の有

補植かけたり等にいたるまで、二十六年災害

野菜の上手な作り方

季節加工の方法で保存

秋まき野菜ははとんどとう立ちして、これから野菜の不足する時期になってきますが、このような時期こそ計画栽培の効果が、身にしみてわかってきます。

五月から六月にかけては、三月頃から種まきして、育てた苗を植えるものはたくさんありますが、種まきするものは少い時期です。

又野菜の手入の一番大切な時期で、そのじょうず、へたは、やがてその成育や収かん量ですぐあらわれてきます。

種まきするもの

夏胡瓜（平和、宮の陣など）五月から七月にかけてまきます。

人参、六月から九月にかけて収かくする千寸野三寸やMS三寸などは、五月中に種をまきます。

九月から十一月にかけて収かくする長崎五寸は六月から七月にわたってまきます。

夏とりカンラン　九月～十月に収かくする雲深は五月～六月に種まきして苗を育てて、七、八月に定植します。

ねぎ　品種九条、坪あたり二勺の割で種まきして、苗を育て八月～九月に定植します。

夏大根　品種美濃早生　五月～七月に種をまきますが、この大根は五十～六十日で収かくするので、収かくの時期を考えてその五十～六十日前に種をまくようにすることです。

苗を植えるもの

五月上、中旬

茄子、トマト、とうがらし、春胡瓜、南瓜

五月～六月にかけては、三、四月まきの川崎早生などの夏とりカンラン。

チシヤ　本葉四、五枚で定植する浅植えにし、下肥を使わずに金肥を使う清浄栽培にしましょう

苗を植えるときの注意

トマト　ほかの野菜とおなじように苗床で定植の十日位前に根廻しをして、定植の前日、苗床に思いきりたくさん水をやっておく。苗にはできるだけ多く土をつけておくことが大切、苗をにぎりしめて固くすると活着はよくても後の生育がたいへん悪いのです。根をいためないために支柱はあらかじめ立てておきましょう。

苗にはすでに花房が見えるので、やせた畑や肥料のたりない時は、花房を内側に向けるが、普通は花房を外がわに向けて植え又一本立の方がよいので、株間は一尺位に植えるようにします。

トマトは八年の輪作年限ですがトマト以外に茄子、煙草、馬令薯とうがらしなどを作った畑には、八年目位でないと植えられない。

それを二年、三年めば位で植えると必ず青枯病がでます。

苗床の床土にもそのようなものを作ったことのない土を使い、植えるように調べてから植えるようにしましょう。

茄子の肥料

茄子は特別無茶なやり方をしなければ、充分肥料を施して、木をしっかり太らすほど結実もよく充育も早く収かくも多いし、特に茄子には肥料のやり過しはまづない肥を使う清浄栽培にしましょう。

リンサンはあまりやる必要はありませんが、収かく量を丈夫にして、風ずれの果実を少くするためにカリ肥料もある程度やりましょう。

果菜でも南瓜は追肥を主にし、胡瓜は元肥を主にするが、茄子は収かく期間も長いので、元肥も追肥も充分にします。

なすは肥料切れすると、花がとまらず、果の発育が悪く、大きくなるのに日数がかかり、色もよくなりません。

馬令薯の手入

五月中旬に硫安三貫（反当）追肥し二、三寸の深さに土寄せする

馬令薯の収量のあがらない大きな原因は疫病によって茎、葉が枯れ、収かくした薯は貯ぞう中にくさることで、これを防ぐためにはツボミのつきはじめころから十日毎に三回、三共ボルドウ（水一斗に十匁）をかけて消毒するのがよく、これだけで五割位収かく量が多くなります。

人参ごぼうの手入

人参　本葉六、七枚頃までに三寸に一本にし、中耕を行ってチソのみにならいように、リンサンカリも充分に施さないと色がよくなりません。

ゴボウ　中耕追肥と共に本葉三枚のとき最後の間引をして、五寸に一本とし、この時又根になっているものは生育がよくないので生育のよいものを残します。

西瓜の手入

五月下旬に硫安五貫を一尺位外に施し、本葉一、二枚のとき一株当り二本、三枚のとき一本に間引きます。

葉菜類の葉面さん布

（ヨーゲンを使う場合）

ホーレン草には水一斗に四〇匁を三、四日毎にかけます。

変色をよくするためには、収かく十日前に水一斗に八十匁で使います。

カンランには結球のはじめに三日毎に三～四回、水一斗に四十匁で使います。

病虫害の防除

胡瓜、トマトその他の瓜類をはじめ各種の野菜にでるいろいろの病気は、ダイセン又は三共ボルドウなどを使って早めに防除をおこたらないようにしましょう。

害虫ではカンランの青虫、夜盗虫、その他大根、菜類などにもいろいろ害虫がでますので、マラソン、DDT、BHCなどで防除しましょう。

瓜類では瓜守（アカバエ）の害が大きいので、砒酸鉛（ひさんえん）マラソンなどで防除につとめましょう。

季節の加工

ビタミンの自給のためには、できるだけ新鮮なものを調理も工夫して利用しなければなりませんが一面材料の豊富なとき、これを加工して保存しておくことも、家庭の食生活を豊かにする方法です。

そのためには家庭でできるピン詰などは、もつとより入れていく必要があるのではありますまいか？

今年は各地区にピースも相当面積作られているので、この販売不合格品など利用して、グリンピースを作っておくのも一工夫ではありますません。

グリンピースの作り方

ピンは揃友ピン、ねぢこみピンなどを使います。

ピンのハッキングをはづして、釜に水を入れその中に入れて十分間ブツトウさせて、そのまゝおきます。

「ピース」はやや着色の豆を用い水一升に硫黄剤（粉末）五グラムを入れてフツトウさせ、ピースを入れて豆が浮きあがつて二～三分加熱し、豆をすくいあげ水に入れて冷す（二、三回水をかえる）

ピースを再びフツトウした湯で煮て、食酢（さつきん）した熱いピンにつめ、熱湯五合、砂糖三匁、塩三匁、味の素一グラムの割合の調味液をそそぎこんで、釜の中にぬるま湯を入れて、ピンをつけ四十分間加熱、殺菌して、蓋（ふた）を密封封緘できるようにします。

この外魚肉、獣肉、野菜でも利用でき、まことに便利なものです

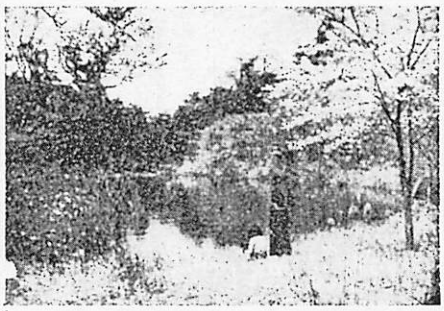

大原湖周辺に遊んで

御所野　山下　勝（寄）

私は四月末、子供二人を連れて大原湖周辺に遊んだ。

長者が原をふくめて大原湖周辺の風光はたいへん美しく、その雄大な規模の上からも、将来の観光地としてきわめて有望と思つた。

しかし、ただ自然のままにとどまつくづく感じた、町当局にはすでに、いろいろの計画もあり、実施されている面もあるにはあるのであるが……

私は長者が原上の湖水のほとりで、お弁当を開きながら町民の一人として、この観光地に対していろいろの夢をえがいてみた。

その一つは、あの広大な長者が原の一部を観光地としてきわめて有望と思つた。

物園にしてみたらすばらしいものがあろう。

都市の温室などの設備をした植物園とはいさかおもむきを異えて、一種の山岳植物園とでもいうようなものを作るのであれば、経費もあまりかからず、実現の可能性も多いわけである

植物の種類は多いほどよく、その配置をよく考えてやれば学術的にも観光的にも益するところ大なるものがあるであろう。

私の夢のうちましはこのようなものであるが、この夢は実現できないものであろうか……

私はえん堤の上で、二人の子供の写真をとるためにシャッターを押していると、そこへハイヤーが一台やつてきたが、私がシャッターをきるまで停車して待つてくれた。

感謝の気持でいつぱいだつた。

ちょつとしたことではあるが、このことと結びついて、あの観光地全体が美しく、明るい印象として、いつまでも忘れることができないであろう。

春風のゆくえも見えて大原湖

（写真は長者が原の山ふん火口跡に溜水した天然池）

苗代病害虫の防除を完全に行いましょう

毎年苗代作りに際して一番困るのが病害虫の発生で、その被害も意外に大きいものです。又それに費す薬剤費等も実に大きな額に昇ります。

それで病虫害を如何に上手に防ぐかは米作り上に於て最も大切な事項であります。最も少い経費で効果の挙るよう先ず苗代に於ける防除を徹底致します。

苗代に発生する病害虫には沢山な種類がありますが中でもイモチ病、サンカメイチユウ、ツマグロヨコバイ、カキバエなどは最も発生が多く又被害も多いものです。そしてこれらは苗代での防除を徹底すれば被害が非常に少くなります。

昨年苗代でイモチ病の防除を徹底した結果本田で苗イモチ病の発生を殆んど見なかつた例（部落）又ツマグロヨコバイは主に苗代に於て恐ろしい萎縮病をうつすことなどから考えて今年は是非苗代の防除を徹底しません。

このことについてはくきに印刷物をお配りしましたがこうした事を良く考えて今年こそ苗代防除を徹底的に行いませう。

1. 使用するクスリ

(イ) イモチ病には有馬水銀剤（例セレサン石灰、リオゲンダスト、ルベロン石灰）

(ロ) 害虫には有馬殺菌製剤（例EPN、マラソン）

ホリドール、マラソン）

2. クスリをかける量と時期回数

(イ) 有馬水銀系剤　反当三瓶

(ロ) 有馬水銀系剤　反当三～四瓶

播種后一五～二〇日目より一週間毎に計三回

3. 防除方法

部落で共同して一斉に行いません。

個人防除では効果少く徹底しないので共同防除をすることが大切です。

この印刷物にしたがつて詳細に書く事が出来ませんので詳しい事は改良普及員と良く相談して下さい。

(ロ) 有馬殺菌製剤　反当三～四瓶

播種后一五～二〇日目より一週間毎に計三回

お互の力で立派な道路を

5月15日から一週間、春の道路愛護週間の行事が行われます。私たちの日常、もつとも多く利用しておりながら、とかくそのありがたみを忘れがちな道路をみんなの力でよくしていこうという運動です。

そこで平素私たちが利用している道路の凹凸、雑草や雑木の取りのこしとか、溝の掘あげ、穴埋めなどかんたんなことから、みんなで道路をよくしていきたいものです。

広報という無限の広場を利用して、講座式の記事をのせるのは、或は邪道かも分りませんが、皆さま日常の仕事や生活に少しでも役立てばと念願して、企画したことを了承下さい。

編集後記

戸籍制度の紹介（その四）

婚姻について

法律は道義、風習等を考慮せられ、婚姻成立の要件としている。

両性の合意

憲法には、婚姻は両性の合意にもとづいてのみ成立すると規定せられている。

婚姻適合に達していること

男は満十八才女は満十六才にならなければ婚姻できない。

重婚でないこと

配偶者のある者は重ねて婚姻することはできない。

これは法律上正式に届出のあつたものをいい、事実婚（内縁関係、届出未済のもの）はふくまれない。

女子に対する制限期間

女は前婚の解消又は取消の日から六カ月を経過しないと再婚することができない。

これは女の場合、妊娠、出生という生理的現象があるものとして、この期間が規定されている。

◎夫及び妻の本籍、筆頭者、氏名等は、届出が受理されるまでは夫婦関係は成立しないから、前のものを正しく記入し、婚姻後のそれと混同しないこと。

◎夫婦の称すべき氏を決定する。夫婦は婚姻のさい定めるところに従ひ、夫又は妻の氏を称すること

近親婚でないこと

直系血族及び三親等内の傍系血族の間では、婚姻は許されない。

直系姻族の間では婚姻できない直系姻族とは配偶者の直系血族で例へば嫁としゅうと、姑と婿（むこ）のような関係である。

婚姻の届出

夫婦関係の存否、成立の時期等について第三者に公示し、自他共に認めるためには、法律が第三者の代表となり届出を規定している

通常事実婚（同棲）が開始した後、定められた手続により一男一女の合意によつて、法律上の夫婦関係を創設することがないが、事実婚の開始と同時に婚姻届をするのがもつとも理想的である。

届書作成上の注意

◎届出人の本籍、筆頭者、氏名、住所、届出人と戸籍の関係、届出年月日、届出人の署名、届出人の印鑑、証人の署名、証人の住所、証人の本籍、筆頭者、氏名、生年月日、証人と戸籍の関係、届出人と証人の関係、届出人と証人の関係、届出人と証人